

第2編



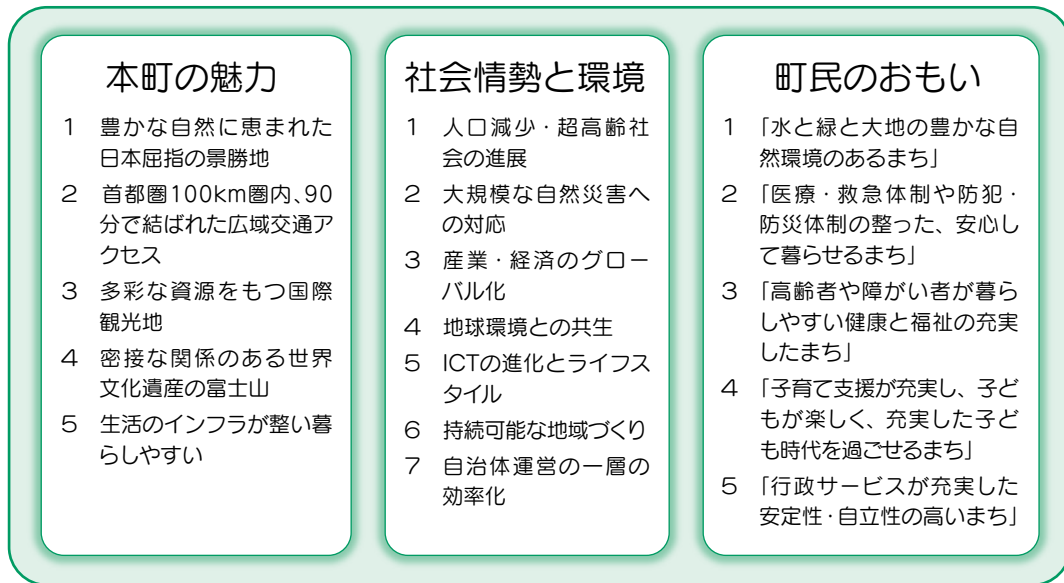
基本構想



第1章 将来像とまちづくりの方向性

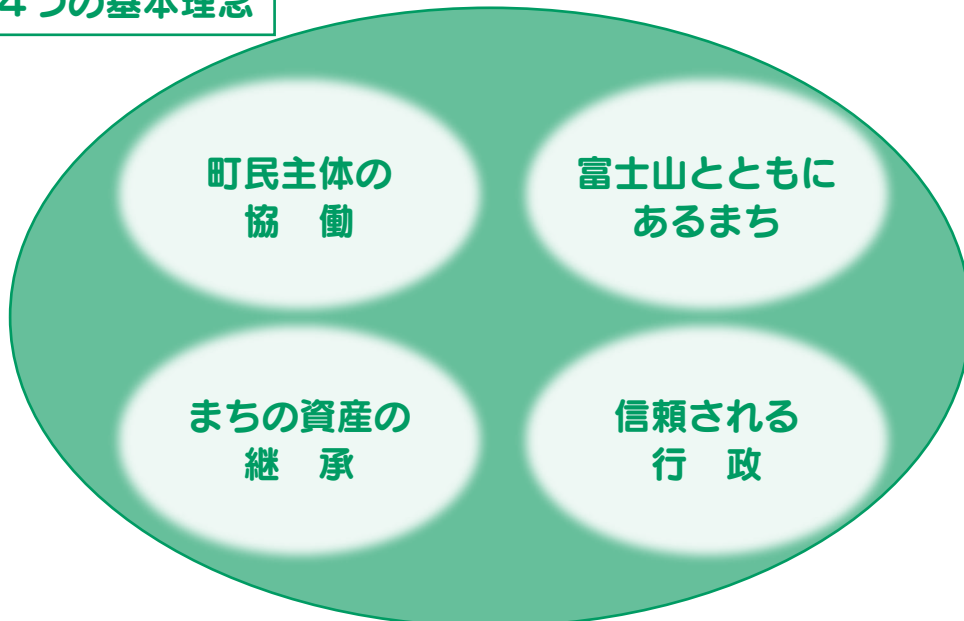
第1 まちづくりの基本理念

「本町の魅力」、「本町を取り巻く社会情勢と環境」、「町民のまちづくりへのおもい」から、本町における様々な特色を踏まえ、次のまちづくりの基本理念を本計画全体に浸透させ、長期的な展望に立ったまちづくりを進めていきます。



長期的展望に立ったまちづくり

4つの基本理念



第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像とまちづくりの方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がたくまち



町民主体の協働によるまちづくり

自治基本条例に沿って、町民と行政がともに協力し合い、お互いがそれぞれの役割を担い、町民一人一人を尊重したまちづくりを推進していきます。

また、行政情報の提供を積極的に行い、町民からの広聴活動に努め、相互の情報の共有化を図ることで、個性豊かで活力に満ちた地域の形成を図ります。

まちの資産の継承

町内のいたるところから眺望できる富士山や風光明媚な四季折々の自然景観などを形成する豊かな自然環境や、地域にある歴史や文化、伝統など本町を形作っている資産を保全し、後世に引き継いでいくことで誰もが心豊かに住み続けられるまちづくりを推進していきます。

また、本町の未来の力は子どもたちの力の結集であるといえます。「東京オリンピック・パラリンピック」の開催から生まれる本町での「レガシー*」を継承・活用していくなど、郷土への愛着や誇りを育み、一人一人の個性に合った能力の形成に重点を置き、人とまちが持つ資産の継承を推進していきます。

富士山とともにあるまち

世界文化遺産のまちとして、富士北麓地域の恵みや価値を守り育み、多彩な交流を創造する活気に満ちた魅力あるまちとして、誇りを心に持ったまちづくりを推進していきます。

また、日本を代表する国際観光地であることを認識し、おもてなしの心あふれる、暮らしても訪れても心地よいまちづくりを推進していきます。

信頼される行政

日々変化する社会情勢や環境の中、町民の行政に対するニーズは多様化・高度化しており、それに対応した効率的な住民サービスを行うため、コスト意識を持って事務事業の効率化・簡素化に努め、安定した行財政運営を推進していきます。

また、住民満足度を高めていくためには、行政サービスの質の向上が不可欠であり、職員の政策立案能力向上のための研修や、組織目標の実現に向かって能力を発揮できるように人材育成制度の構築に取り組むなど、町民に信頼され、住民満足度の高いまちづくりを目指します。

*レガシー：本来、過去に築かれた、精神的・物理的遺産の意。

第2 目指す将来像

将来像は、計画策定にあたっての基本的な視点やまちづくりの基本理念を踏まえ、概ね10年先のまちの姿を表しています。



「ひとを優しくつなぐ」

子どもからお年寄り、障がいのある方など全ての町民がいきいきと活動できる、ひとと環境に優しいまちづくりを進め、暮らす幸せが実感できるまちを目指します。

そして、町内の地域と地域、世界中の各地域との活発な交流・連携を促進し、ふれあいと絆を大切に魅力ある地域づくりを進め、暮らすひとにも訪れるひとにも心でつながるまちづくりを進めます。

「世界に誇る」

富士箱根伊豆国立公園地域の自然環境、世界文化遺産の富士山の眺望や4つの湖が醸し出す自然景観は、国内だけでなく世界に誇る本町の宝です。

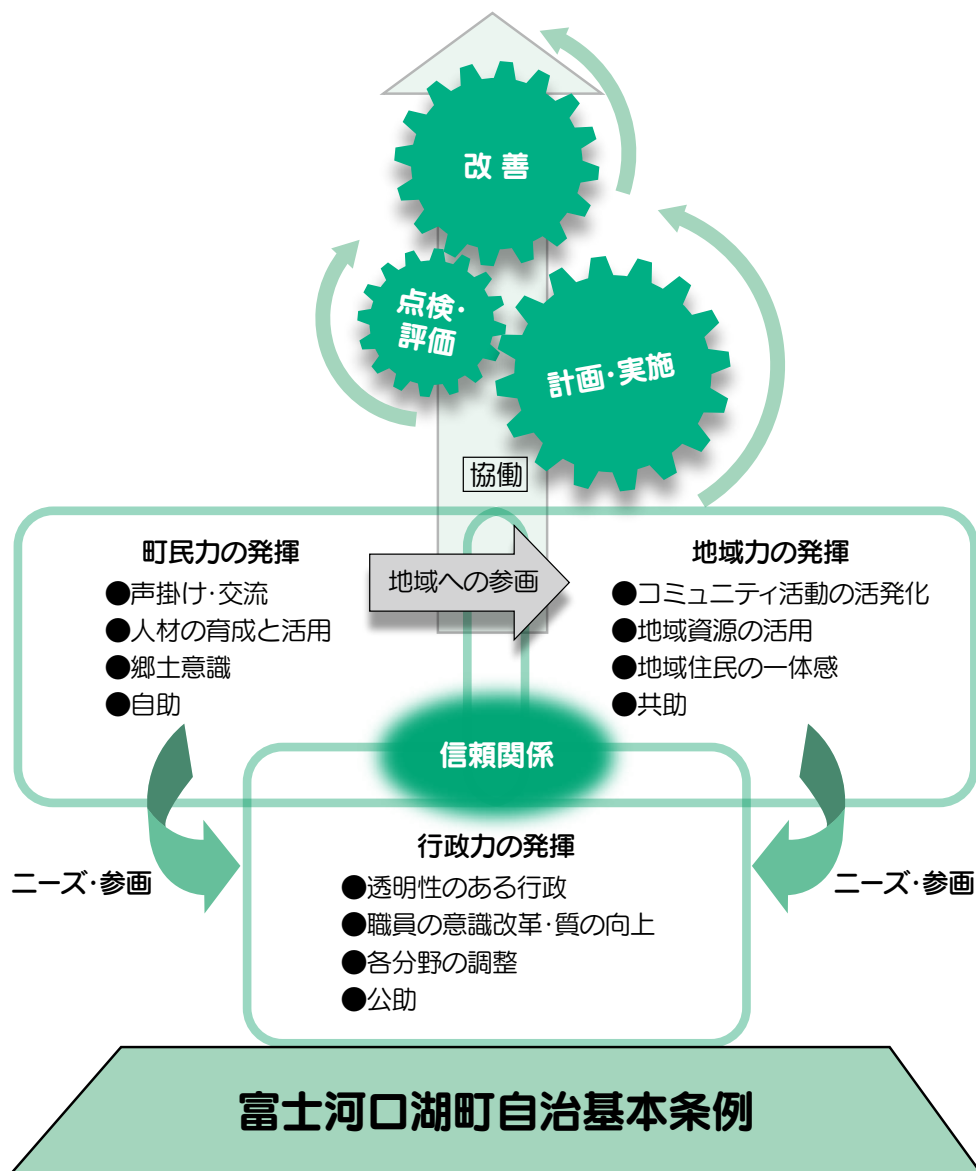
「東京オリンピック・パラリンピック」の開催を受け、国内外の旅行者の増大が見込まれる中、国際観光地としてワンランク上の受入れ環境の整備や体制を整えながら、愛着と誇りの心とおもてなしの心を持った世界に誇れるまちづくりを推進していきます。

「ふじのまち」

ふじは富士山の「富士」と二つとない「不二」を表し、世界文化遺産の富士山の魅力や価値を守り育み、地域の活性化につなげることで、二つとないまち、を目指したまちづくりを進めていきます。

第3 計画推進にあたっての3つの推進力

行政だけでなく本町のまちづくりを支える全ての町民や地域、多様な主体が、お互いの独立性を尊重しながらまちづくりを進めていきます。



- ※町民力＝町民が自主的に地域における課題の解決に取り組んでいく力。
- ※地域力＝地域社会の諸課題について、地域の構成員が、自ら課題の所在を認識し、自律的に、町内外の主体との協働を図りながら、地域課題を解決したり、地域としての価値を創造していく力。
- ※行政力＝自治体の「ちから」であり、町としての「実力」。自律した自治体の健全な経営を行っていく力量であり、効果的な施策を展開できる職員の力。

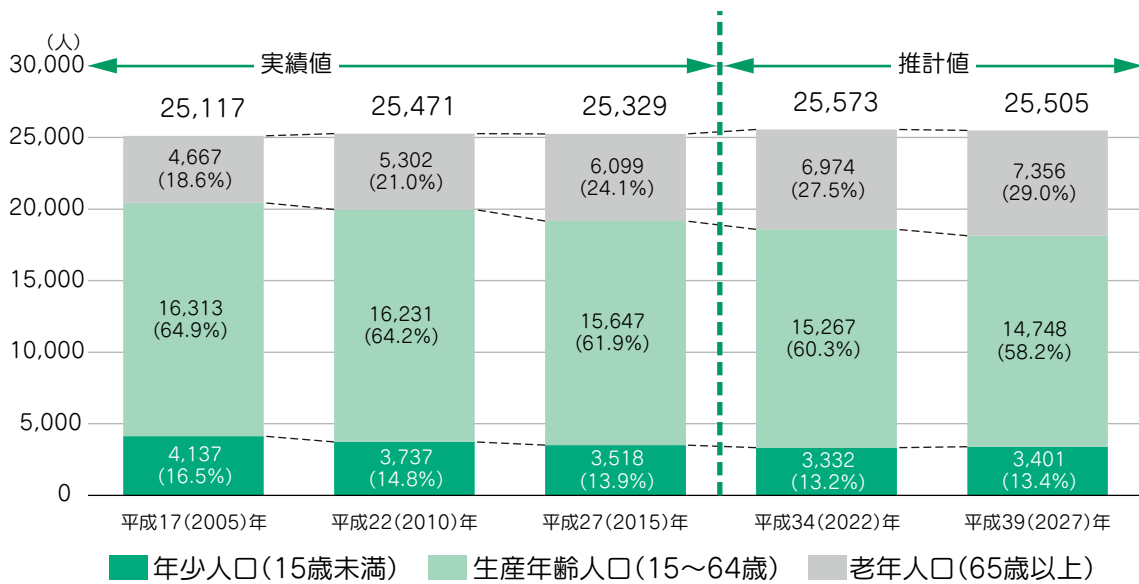
第4 将来の人口

平成 27 (2015) 年の国勢調査による総人口は 25,329 人となっていますが、将来に向けた人口構造の長期的展望と方向性を示した人口ビジョン*をもとにした将来人口推計では、今後、人口減少、少子高齢化への対策を着実に推進することにより、平成 34 (2022) 年では 25,573 人、平成 39 (2027) 年には 25,505 人となっていくと予測されています。

また、年少人口比率は横ばいで推移しますが、老年人口比率は 24.1%から 29.0%まで増加していきます。

本町の将来人口は、長期的には人口ビジョンの目標人口（自然動態と社会動態を改善させることによって平成 72 (2060) 年に約 23,000 人の人口を維持）を掲げ、その実現のための総合戦略と基本施策を進めていくことにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的な発展を遂げていくまちづくりを目指します。

【人口ビジョンをもとに推計した将来人口】



平成 17 年から平成 27 年までは実績値、平成 34 年及び平成 39 年は総合戦略による人口減少、少子高齢化対策を実施したことによる推計値となっています。

「富士河口湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに作成

*人口ビジョン：「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（国の長期ビジョン）」及び総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示するもの。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像とまちづくりの方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がなぐま



第5 土地利用の方針

土地利用は、本町における土地の使い方などの方向を示す重要な指針となるものです。

本町は大部分が山林や湖等の自然的な土地利用で占められていますが、時代の変化や都市化の進展とともに土地利用も変化し、中心市街地の空洞化や郊外における急速な宅地化の進行、農業地域の耕作放棄地の増加、中山間地域の過疎化の進行、森林の荒廃など、郷土の景観や地域環境への影響が懸念されています。

富士北麓の豊かな環境の中で、自然と共生する先人の知恵と営みを継承し、「人と自然」の共存・調和を図りながら、環境と共生する適正な開発誘導を行うなど、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

1 市街地エリア

中心市街地の活性化と再生は本町の重要な課題の一つです。観光リゾート地としての本町の顔にふさわしい活気と魅力を高め、美しい風景に抱かれたコンパクトな中心市街地形成を図ります。

2 農住共生エリア

富士北麓の風土の恵みを享受し暮らし続けるために、農地の計画的な保全と農業基盤整備の促進、耕作放棄地等の有効利用、集落地の住環境改善など地域特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。

3 観光リゾートエリア

富士山の眺望と美しい湖を擁する自然環境を活かした観光保養地の更なる魅力と活力を高めるため、機能的かつ適正な土地利用の調整と誘導を図ります。

4 森林リゾートエリア

森林に囲まれた別荘住宅地や観光レクリエーション施設周辺地域は、適正な土地利用誘導や居住環境整備を進め、美しい自然や景観と調和した林間住環境づくりを進めます。

5 森林エリア

本町は、概ね全域が「富士箱根伊豆国立公園」地域にあり、この豊かな自然環境は太古の時代より大切に受け継がれた郷土の貴重な財産です。これらを貴重な自然・景観資源として大切に守るとともに、レクリエーション、自然とのふれあいの場として多様な活用を図ります。

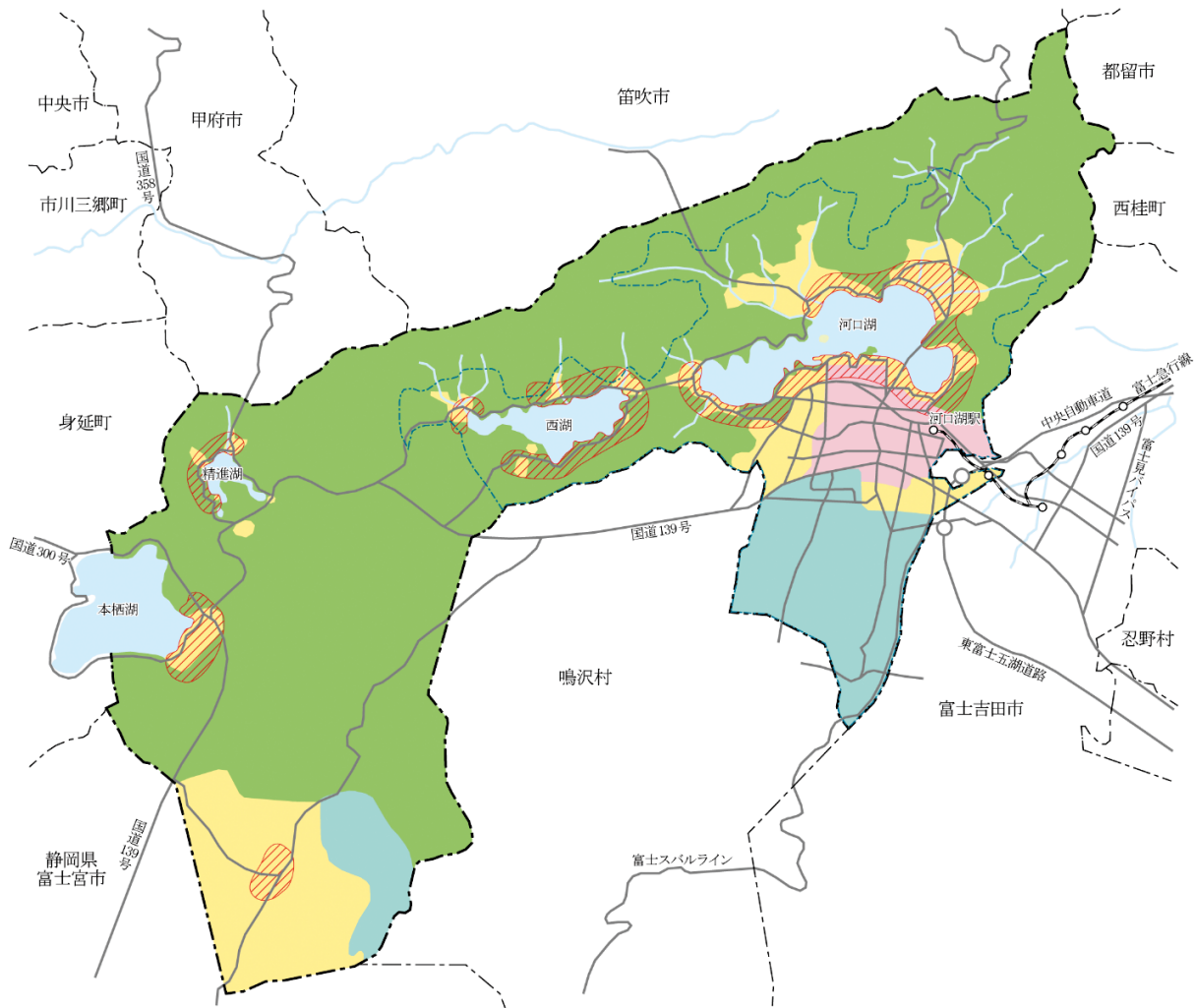
6 ネットワークの方針

広域的な交通アクセス強化と本町の骨格を形成する幹線道路の適切な配置と機能強化

を進め、系統性のある幹線道路網の形成と周辺都市や4つの湖の地域を連絡する道路網の強化を図って、人・モノ・情報の交流を活発化させます。

また、これらの交流が新たな価値創造につながり、さらには一層の賑わいを創出することにもつながっていくため、町内各地域が自らの資源に磨きをかけて、新しい成長エンジンになるよう、地域の連携をより一層図っていきます。

富士河口湖町 土地利用図



凡	市街地エリア	行政界
例	農住共生エリア	都市計画区域
	観光リゾートエリア	道路
	森林リゾートエリア	鉄道
	森林エリア	河川・湖

第1編 総論

第2編 基本構想

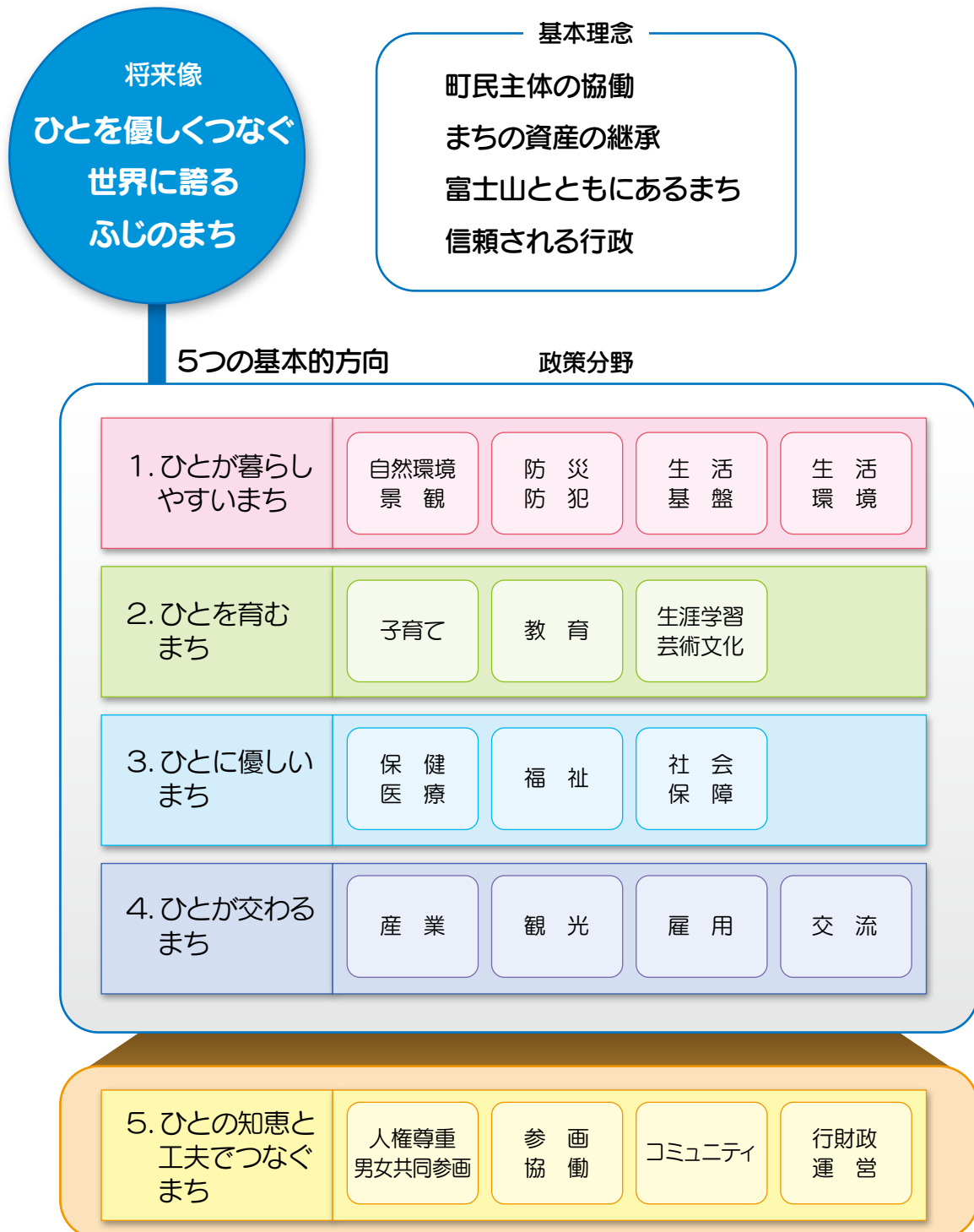
第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって
第2章 総合計画の策定の背景
第1章 将来像とまちづくりの方向性
第2章 施策の大綱と重点的施策
第1章 基本計画について
第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち
第3章 基本的方向2 ひとを育むまち
第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち
第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち
第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1 将来像を実現するための基本的方向

将来像の実現に向けては、行政活動の各分野の施策について5つの基本的方向を定めて推進していきます。



基本的方向

1

ひとが暮らしやすいまち

自然環境
景観

防災
防犯

生活
基盤

生活
環境

【基本的方向のねらい】

多彩な自然環境は、本町の大きな魅力・財産であり、次の世代に継承していくことは大変重要です。また、防災・減災・防犯への対策、道路・交通環境の整備、高度情報化への対応や公園等身近な住環境整備を進め、誰もが住みやすく、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

【基本施策】

自然環境・景観

町民のまちの各環境に対する満足度において「自然環境（大気・水環境、動物・植物など）の豊かさと保全」が第1位となっています。

この自然環境や水資源を保全するとともに、景観の保全と形成を進めていくことは、本町の成り立ちの根幹に直結する重要施策であり、次世代につなぐ重責を担っています。

基本施策	
1	自然環境・水資源の保全
2	湖・河川の保全と活用
3	景観の保全と形成

自然災害、事故災害に強いまちづくりを進めて防災力の向上を図ります。

また、子どもや高齢者等が安心して歩行できるよう交通環境の整備を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進し犯罪を未然に防ぐ環境整備を進めます。

防災・防犯

基本施策	
4	防災・減災対策の取組み
5	消防・救急体制の充実
6	交通安全と防犯体制の充実

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって
第2章 総合計画の策定の背景
第1章 将来像とまちづくりの方向性
第2章 施策の大綱と重点的施策
第1章 基本計画について
第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち
第3章 基本的方向2 ひとを育むまち
第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち
第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち
第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち



生活基盤

観光立町としての更なる発展に向け、広域的なアクセス道路の整備を促進し、利便性や安全性を考慮した生活道路網の整備を進めていきます。

また、経済活動や町民の生活全般に大きな影響があるICTの活発な利活用に向けた情報リテラシーやスキルの向上を促進します。

基本施策	
7	道路網の充実
8	交通網の充実
9	高度情報ネットワーク社会への対応

生活環境

風光明媚な自然景観の中で、清潔で快適な住環境の整備は住む人にも訪れる人にも求められるものです。

また、小公園や広場などは子育て世代にとっても必要とされている施設であり、移住・定住に向けてその整備を促進する必要があります。

基本施策	
10	環境衛生・循環型社会の実現
11	上下水道の整備
12	住環境の整備
13	公園・緑地・広場の整備

基本的方向

2

ひとを育むまち

子育て

教育

生涯学習
芸術文化

【基本的方向のねらい】

中長期的な人口対策として、第一に子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えます。また、子どもたちには、変動する社会情勢に的確に対応できる生きる力が必要とされ、誰もが健康で充実した質の高い生活を送れるよう教育・スポーツ・文化の振興を図り、誇りや愛着心を持って次代のまちづくりを推進していく人材の育成を進めていきます。

【基本施策】

子育て

結婚から子育ての期間において、子どもとその家族を支える施策を進め、子どもを安心して産み育てられる環境を整えるとともに、子どもの笑顔があふれるまちづくりを目指します。

基本施策

14	子育て支援の充実
15	児童福祉・ひとり親福祉の充実

教育

子どもの持つ力は未来のまちの力であることから、自ら学び、考え、行動する力、課題を主体的に解決できる力などを伸ばし育てる教育を推進していきます。

また、地域資源を生かした多様な学習・体験ができる環境を整え、学校・家庭・地域が一体となった教育環境の充実を図っていきます。

基本施策

16	生きる力を育む教育の充実
17	教育環境の充実

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像とまちづくりの方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち



生涯学習
芸術文化

町民の多岐にわたる学習意欲に対応し、各年齢層に応じた活動機会を創出していくなど、健康で充実した質の高い生活を送るために、スポーツ・文化・レクリエーション活動を振興していきます。

また、子どもから大人まで、ふるさとを想う郷土愛を育めるよう地域の歴史・伝統・文化などを保護継承していきます。

あわせて、町民が芸術・文化を気軽に親しむことができる機会の充実や活動の成果を表現する場の充実を目指すとともに、新たな文化の創造を振興しながら、国内外からの誘客に務め、地域の経済活性化にも貢献する中で、地域づくりにも貢献していきます。

基本施策	
18	生涯学習活動の支援
19	スポーツ・レクリエーション活動の支援
20	歴史・文化の保護継承と新たな芸術文化の創造と振興



基本的方向

3

ひとに優しいまち

保 健
医 療

福 祉

社 会
保 障

【基本的方向のねらい】

今後の10年間で団塊の世代が75歳に到達し、高齢化が一層進んでいきます。健康寿命の延伸を図り、誰もがいつまでも健康に、住み慣れた環境で活動ができるように、保健・医療・福祉の連携が図られた、地域での支え合いによるまちづくりを推進していきます。

【基本施策】

保健・医療

子どもから高齢者まで各世代に応じた健康診査の受診や食生活の改善などを進め、いつまでも心身ともに健康な生活が続けられるよう、町民の健康づくりへの意識を高めるとともに、県・医師会・医療機関等関係団体による地域医療体制の充実に努めていきます。

基 本 施 策

21	健康寿命の延伸
22	食育の推進
23	地域医療体制の充実

福 祉

介護等を必要とする高齢者や障がい者などが、自宅や住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援等のサービスが継続的・一体的に受けられる地域包括ケアシステム等の仕組みづくりを促進します。

基 本 施 策

24	地域福祉の推進
25	高齢者福祉の充実
26	障がい者福祉の充実

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって
第2章 総合計画の策定の背景
第1章 将来像とまちづくりの方向性
第2章 施策の大綱と重点的施策
第1章 基本計画について
第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち
第3章 基本的方向2 ひとを育むまち
第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち
第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち
第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち



社会保障

国民年金制度、国民健康保険制度について、広く周知し更なる啓発に努めて、正しい理解を求めています。

また、介護保険制度や後期高齢者医療制度等は将来のサービスの提供体制などの計画的な整備を行っていきます。

基本施策	
27	社会保障制度の充実



基本的方向

4

ひとが交わるまち

産業

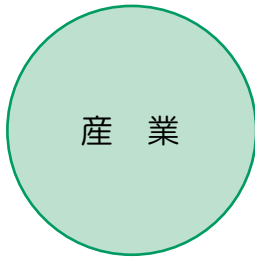
観光

交流

【基本的方向のねらい】

本町は、今も昔も、国内外から多くの人々を惹きつけて、ひととひとが交わりつながらる拠点として存在しています。その交流の場をさらに磨き、受入れ環境等の充実を図るとともに、その交流の働きを農林水産・畜産業、観光業との連携による付加価値の向上につなげながら、新たな雇用の創出に結びつけていきます。

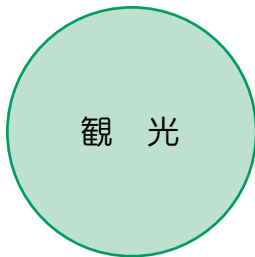
【基本施策】



農畜産物等の特産品の開発やブランド化を図るなど競争力を高め、体験型観光の開発や「食」文化の創出を促進していきます。

また、町民や観光客に魅力的な商業空間の創出や機能面での強化を促進していきます。

基本施策	
28	農林水産・畜産業の振興
29	商工・サービス業の振興



来訪者のニーズに応じた、満足度の高い受入れ環境の整備を図りながら、自然環境や景観、観光施設等の新たな活かし方の創出や観光情報の発信の強化など、リピート滞在の増加を目指した観光ブランド力の向上を図り、観光入込客数の増加に向けた取組みを推進していきます。

基本施策	
30	観光の振興

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって
第2章 総合計画の策定の背景
第1章 将来像とまちづくりの方向性
第2章 施策の大綱と重点的施策
第1章 基本計画について
第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち
第3章 基本的方向2 ひとを育むまち
第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち
第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち
第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち



雇用

観光を中心とした各産業の連携により、魅力的な職場、若者の雇用の創出を図るとともに、就労意欲の高い高齢者や障がい者など、それぞれの能力や状態に対応した就労機会の創出や環境の整備を促進していきます。

また、保育や介護の面での支援として、女性の就労環境の改善に向けた企業等への働きかけを図ります。

基本施策	
31	雇用・勤労者への対策

交流

世界文化遺産をとおした都市間のネットワークの形成や強化、交流を進めて、お互いの友好を深め、相互のまちの活性化や情報発信、協力体制の構築につなげていきます。

また、国際交流に関する講座等により、諸外国との相互理解の促進、町民の国際感覚やおもてなしの心を磨くなど、国際観光地としての受入れ環境の整備を促進していきます。

基本施策	
32	交流活動の推進

基本的方向

5

ひとの知恵と工夫でつなぐまち

人権尊重
男女共同参画

参画
協働

コミュニティ

行財政
運営

【基本的方向のねらい】

男女が共に支え合いながら個性や能力が発揮でき、住民一人一人の人権が尊重されるまちを形作る必要があります。

町や地域を次世代に引き継いでいくためには、人口減少の進行に伴う担い手不足等の諸問題を、町に関わる全てのひとの知恵と工夫、周辺地域との連携の中で解決していかなければなりません。地域コミュニティによる支え合いの中で、全てのひとがお互いの役割を理解した、町民が主体となったまちづくりを推進していく必要があります。

また、厳しい財政状況の中では、町民との協働を軸においた、業務の標準化や効率化を促進し、町民満足度の向上を目指した健全な行財政運営を進め、信頼される行政を目指していきます。

【基本施策】

人権尊重
男女共同参画

住民一人一人の人権が尊重されるよう、あらゆる場を通じた人権教育を促進していきます。

また、男女平等の原則を基本に、自由な選択と個性や能力が十分に発揮できるよう、性別・年齢などに関係なく、全ての町民が社会の一員としてまちづくりに参画する機会を確保していきます。

基本施策

33	人権尊重の推進
34	男女共同参画社会の推進

参画・協働

本町の運営にあたっては、町民を主体として、町民と行政がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、互いの連携のもと協働によるまちづくりを推進し、次世代につながるまちを作り上げていきます。

基本施策

35	住民参画による協働
----	-----------

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって
第2章 総合計画の背景
第1章 将来像とまちづくりの方向性
第2章 施策の大綱と重点的施策
第1章 基本計画について
第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち
第3章 基本的方向2 ひとを育むまち
第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち
第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち
第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫でつなぐまち



コミュニティ

人口減少と高齢化が進行する中、町民の生活に身近である地域コミュニティ*は住民活動やまちづくりの基本であり、その役割への期待が増大してきています。

地域での支え合いを継続的に進めていくためには、担い手の確保と地域づくりへの人材育成などを推進していく必要があります。

基本施策	
36	コミュニティ活動の推進

行財政運営

住民ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努め、満足度の向上を図り、信頼される行政を目指していきます。

厳しい財政状況の中では、事業の重要度や効果などを明確にしたうえで、戦略的な事業の立案や計画的にマネジメントされた進行・管理を推進していきます。

また、広域的連携を強め、効率性の確保を図った広域行政を進めていきます。

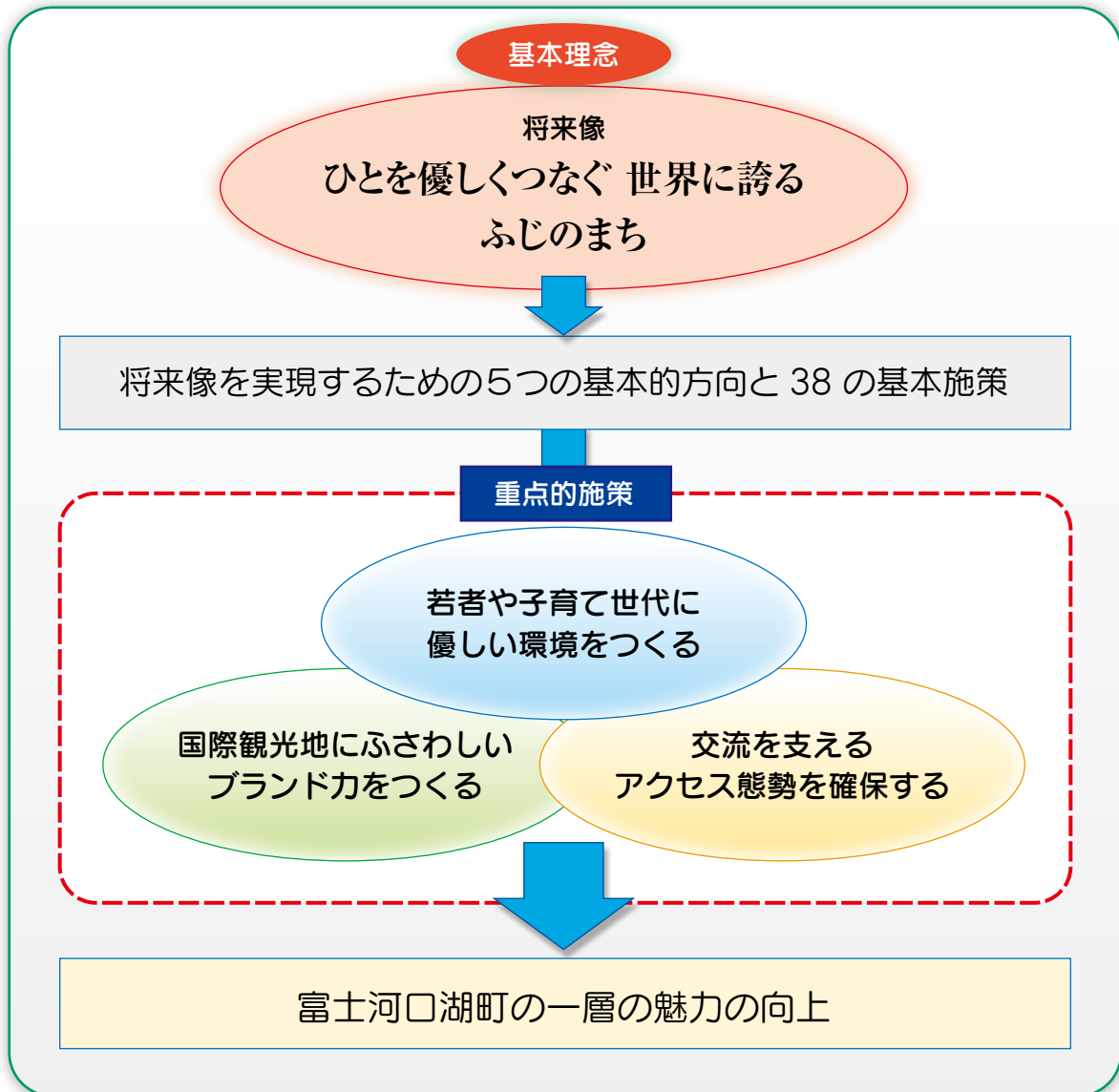
基本施策	
37	行財政運営の推進
38	広域行政の促進

*コミュニティ：同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている人々の集まり（社会）のこと（地域社会）。

第2 重点的施策

まちの将来像の実現にあたっては、本計画に掲げる5つの基本的方向による38の施策を、選択と集中の視点で効率的かつ効果的に推進していかなければなりません。今後10年間で、特に力を入れて取り組むべき3つの重点的施策を設定します。この重点的施策については庁内の関係部門間だけではなく行政以外の人や組織が連携して施策を進めることにより、より一層の効果を上げることを目指します。

重点的施策の位置付け



第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がまち



重点的施策 1 若者や子育て世代に優しい環境をつくる

子どもの力は未来のまちの力であるため、若者の婚活・妊活・定住への支援を図るなどニーズに合った少子化対策を進めるとともに、医療費手当や保育所の給食費への支援など、子育て世代（特に共働き家庭）が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していきます。

また、ワーク・ライフ・バランス*を推進し、男女ともに働きやすい環境の整備にも取り組んでいきます。

重点的施策 2 国際観光地にふさわしいブランド力をつくる

「食」文化の創出や体験型観光の開発などを推進し、まちのブランド力を強化していきます。

また、キャッシュレス化、免税店化等国際観光地としての受入れ環境の整備・体制づくりを促進することでワンランク上の観光地を目指すとともに、観光・商工・農林水産・畜産業が連携した産業の活性化を図り、魅力と働きがいのある雇用の確保につなげていきます。

重点的施策 3 交流を支えるアクセス態勢を確保する

広域的なアクセス道路の整備は、地域間の連携の強化や増加する交流人口を支えたり、防災面における救助・救援活動や緊急物資の輸送など、大きなメリットがあります。

自然を満喫できる西ルート（国道 139 号）の整備、中央自動車道（小仏トンネル）の渋滞を解消に導く第 2 小仏トンネルの整備、東名高速道路からのアクセスを円滑にする御殿場 I C-須走間の整備は、重要かつ早期の整備が望まれおり、国や県等の関係機関に強く要望して早期のアクセス態勢の確保に努めます。

*ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」。「国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。